



～商工会は行きます 聞きます 提案します～

No.64

令和2年5月

まつえ北商工会かわら版

鹿島本所 ☎82-2266

八束支所 ☎76-2041

URL <http://matu-kita.shoko-shimane.or.jp>

CONTENTS

- 1 P ○雇用調整助成金
- 2 P ○青申控除の改正 ○法人税等の延長措置 ○緊急経済対策(納税・社保) ○火災共済
- 3 P ○日計表の早期提出依頼 ○労働保険年度更新 ○ビジネス総合保険 ○工業統計調査
- 4 P ○持続化給付金

まつえ北商工会は、会員企業の「事業継続（資金繰り・雇用維持等）」、コロナ禍終息後の「再起に向けた取組」を専心バックアップいたします！

雇用調整助成金（特例の拡充）のお知らせ

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して、一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

■助成内容

1. 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額の助成
※対象労働者1人あたり日額8,330円が上限
(国では15,000円への増額を検討中)
①新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主……………助成率：4/5
②上記①かつ上乗せ条件（解雇等の不実施等）を満たす事業主…助成率：9/10
2. 教育訓練を実施したときの加算額…2,400円
※例：東部高等技術校カリキュラム（製造業向け・サービス業向け）
3. 支給限度日数 緊急対応期間（4/1～6/30）…別枠で利用可能
4. 雇用保険被保険者でない者を休業させる場合……………助成率：1と同じ

■申請から支給までの流れ

休業計画の作成・労使協定の締結
↓
休業の実施
↓
休業実施計画届の提出
↓
支給申請
↓
審査・支給

制度の詳細・申請書式・ガイドブック等は

雇用調整助成金

検索



全国社会保険労務士連合会
ホームページでは
解説動画を配信中

- 問合せ先 島根労働局助成金相談センター ☎20-7029
島根労働局職業対策課 ☎20-7020

本年(令和2年)分から「青色申告特別控除額・基礎控除額」が変わります

令和2年分の所得税確定申告から、青色申告特別控除額が65万円から55万円に減額(▲10万)されます。

また、基礎控除が38万円から48万円に増額(+10万)されるため、事業所得や不動産所得のみである場合、年税額はこれまでと変わりません。

なお、電子申告(e-Tax)を行うことにより、令和2年分以降も引き続き65万円の青色申告特別控除を受けることができます。結果、基礎控除の引き上げに伴い、所得控除額は10万円増えることになります。

※商工会で代理申告をしている事業所については、原則、電子申告しています。

法人税、消費税、源泉所得税の申告・納付の期限延長ができます

コロナ禍の影響により、法人が期限内に申告・納付ができない場合には、法人税、消費税、源泉所得税等の申告・納付期限の延長が認められます。

この場合、申告・納付ができないやむを得ない理由が止んだ日から2ヶ月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることとなります。

期限延長するには、申請書等を別途提出する必要はなく、法人税・消費税の申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載します。源泉所得税は、納付を行う際の所得税徴収高計算書の摘要欄に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記載します。

なお、申告期限及び納付期限は、原則、申告書等の提出日となりますのでご注意ください。

その他の緊急経済対策施策

納税関係

●国税・地方税の納付猶予制度(特例)

事業収入が前年同期比▲20%以上減少の場合は原則1年間納税を猶予(担保不要・延滞税免除)

問合せ先：広島国税局猶予相談センター ☎0120-683-754

●固定資産税・都市計画税の減免・・・2021年(R3)より

事業収入の減少幅に応じて税額をゼロまたは1/2に減免

問合せ先：松江市固定資産税課 ☎55-5161

社会保険関係

●厚生年金保険料等の猶予制度

問合せ先：松江年金事務所 ☎23-9540 専用相談窓口 ☎0570-666-228

●国民健康保険料、後期高齢者医療制度・介護保険料の徴収猶予

問合せ先：松江市保険年金課 ☎55-5263

火災共済のご案内

建物火災への備えは万全ですか？島根県火災共済協同組合では、2020年1月から地震・津波による損害を補償する「地震特約」が付帯可能となりました。

他社契約からの変更もできますので、現在加入の火災保険と比較検討してみませんか？見積りは無料ですので、お気軽に商工会までお問い合わせください。

日計表の早期提出を！



確定申告が終わりほっとしたのも束の間、気づけばもう4ヶ月が過ぎました。帳簿づけは進んでいますか？

まとめてやろうとすると、抜け・漏れが発生するだけでなく、日々の経営状況を把握できなくなるなどの問題が生じます。

また、緊急経済対策施策の活用時には「単月の売上額根拠資料」が必要となります。日々の帳簿づけを怠らなければ、必要な資料を適時準備することができます。

いざという時に慌てないために、面倒くさがらずに継続的に取り組んでいきましょう！
記帳機械化の事業所の方は、原則として毎月、日計表等の提出をお願いします。

労働保険年度更新のお知らせ

[島根労働局より]

労働保険（労災保険・雇用保険）に加入されている事業主の方は、年度更新の手続きを毎年6月1日から7月10日までの間に申告・納付の手続きを行ってください。

今年度も労働保険年度更新申告の相談受付を県内各地で開催しますので、最寄の会場へお出かけください。

※開催場所等については島根労働局ホームページ右側に掲載されているお役立ち情報「労働保険の年度更新」をご覧ください。

※現在、厚生労働省では手続き期間の延長が検討されています。

※労働保険事務組合まつえ北商工会の加入事業所については、当該事務組合の主導により手続きを行います。

また、本年4月1日から、すべての雇用保険被保険者（高年齢労働者も含む）について雇用保険料の納付が必要となりました。

※高年齢労働者とは、保険年度の初日(4/1)時点で満64歳以上の雇用保険一般被保険者となっている労働者を指します。

ビジネス総合保険のご案内

昨今のビジネスリスクの多様化・複雑化を踏まえ、中小企業PL保険は本年6月末で終了します。

後継制度はPL保険よりも補償範囲が広い「ビジネス総合保険」です。

事業で生じる損害賠償、財物、工事、休業等に関する補償を包括補償するため、契約手続きや契約管理が簡単、補償の重複と加入漏れの心配がありません。

※現在のPL保険加入者に限っては、ビジネス総合保険（PLのみ補償プラン）に移行できます。商工会から別途ご案内します。

工業統計調査のお知らせ

[総務省・経済産業省より]

工業統計調査は製造業の実態を明らかにし、中小企業施策の基礎資料や研究資料として活用される重要な統計調査です。

統計法により調査内容は厳重に保護されます。

調査基準日 2020年6月1日現在

調査対象 従業員4人以上のすべての製造事業所

調査票送付 実訪（統計調査員）または郵送



持続化給付金のお知らせ

注1 電子申請が基本です。
インターネット環境が整っていない方、電子申請が難しい方は、全国各所に開設される「申請サポート窓口（完全予約制）」をご利用ください。

注2 一度給付を受けたら、再度申請することはできませんのでご注意ください。

■申請サポート窓口

5/15現在、当県では1ヶ所開設されています。今後全国400ヶ所に開設予定。

島根県商工会館1F（松江市母衣町55-4）

ネット予約 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/support>

電話予約 ☎0120-835-130（自動音声ガイダンス 9:00～18:00）

☎0570-077-866（オペレーター対応 24時間）

■給付額

中小法人等：最大200万円 個人事業者等：最大100万円

※前年の売上からの減少分が上限

【算式】2019年の総売上 - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

■支給対象要件

- ・コロナ禍の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ・2019年以前から事業収入を得ており、事業継続の意思がある事業者
- ・法人の場合は資本金10億円未満、常用従業員数2000人以下の事業者

■申請に必要な書類

1. 2019年（法人は前事業年度）確定申告書類の控え
※税務署收受日付印の押印（電子申告の場合は「メール詳細」等）が必要
法人：確定申告書別表1、法人事業概況説明書
個人：確定申告書表面、青色申告決算書1面・2面または収支内訳書1面（白色）
2. 売上減少となった月の売上台帳等（試算表、売上帳等）の写し
3. 預金通帳の写し
※表紙と1・2ページ目（または電子通帳の画面コピー）
4. 身分証明書の写し（個人のみ）
※運転免許証、マイナンバーカード、住基カード、健康保険証+住民票 等

■電子申請の方法

持続化給付金ホームページへアクセス <https://www.jizokuka-kyufu.jp>

※ホームページ掲載の「申請ガイド」等を参考に行ってください。

※仮登録までは比較的スムーズですが、本登録はアクセス状況によりスムーズに登録できない可能性があります。本登録が成功した場合は入力画面が表示され、失敗した場合はログイン画面が表示されます。その場合は再度本登録を試みてください。

■相談ダイヤル

持続化給付金コールセンター ☎0120-115-570（IP電話03-6831-0613）



持続化給付金を装った詐欺にご注意ください！